

岡山大学東京オフィスの設置に関する規程

平成28年3月31日

岡大規程第第 9号

改正 平成29年3月31日岡大規程第29号

改正 平成31年3月29日岡大規程第69号

(設置)

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）に、岡山大学東京オフィス（以下「東京オフィス」という。）を置く。

(目的)

第2条 東京オフィスは、本学の首都圏における情報収集及び情報発信の拠点として、社会との連携、同窓生との交流を図るとともに、本学における教育・研究の推進に寄与することを目的とする。

(位置)

第3条 東京オフィスの位置は、次のとおりとする。

東京都港区芝浦3-3-6 キャンパス・イノベーションセンター（CIC）6階

(業務)

第4条 東京オフィスは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 首都圏における情報収集及び情報発信
- 二 東京地区に就職する学生の支援、卒業生のフォローアップ
- 三 研究活動支援
- 四 在京企業等との産学連携支援
- 五 同窓会支援
- 六 その他学長が必要と認めた業務

(利用者)

第5条 東京オフィスを利用することのできる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学の役員及び教職員
- 二 本学の役員経験者及び教職員経験者
- 三 本学の学生
- 四 本学の卒業生
- 五 その他学長が適当と認める者

2 東京オフィスの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(所管理事)

第6条 東京オフィスを所管する理事（以下「所管理事」という。）は、企画・評価・総務担当理事とする。

(職員)

第7条 東京オフィスには、学長が業務上必要と認めたときは、専任の職員を置くことができる。

(オフィス・マネージャー)

第6条 東京オフィスに、学長が業務上必要と認めたときは、オフィス・マネージャーを置くことができる。

2 オフィス・マネージャーは、東京オフィスの管理運営を行う。

(事務)

第7条 東京オフィスに関する事務は、関係各課等の協力を得て、総務・企画部広報課で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、東京オフィスに関し必要な事項は、所管理事が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。